

## 県営いわき公園サポーター制度実施要綱

### (目的)

第1条この要綱は、福島県いわき建設事務所が管理するいわき公園における地域住民や団体等による環境美化活動、文化活動等の地域活動（以下「地域活動」という。）を支援し、快適で個性豊かな地域づくりに資する多様な主体との協働の公園管理を進めることを目的として、公園サポーター制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条公園サポーターとは、いわき公園における地域活動に意欲をもつ原則5人以上で構成される団体とする。

### (活動内容)

第3条公園サポーターの活動内容は、次のいずれか、又はこれらの組み合わせとする。

- (1) 公園の清掃、除草、及び草花の植栽等の美化作業に関すること
- (2) 公園の巡視に関すること
- (3) 生涯学習、環境学習等の文化活動に関すること
- (4) その他、公園ボランティア活動に関すること

### (登録)

第4条この要綱に定める公園サポーターの活動を行おうとする者は、公園管理者であるいわき建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）に、登録申込書を提出するものとする。

- 2 建設事務所長は、前項の申込書の提出があった場合、その内容を審査し、適切と認めるときは、公園サポーターの活動を行おうとする者と速やかにいわき公園サポーター協定書（以下「協定書」という。）を取り交わすものとする。
- 3 建設事務所長は、前項の協定書を取り交わしたときは、登録台帳に登録するものとする。
- 4 公園サポーターは、登録事項の変更があった場合は、建設事務所長に届け出るものとする。

### (公園サポーターの責務)

第5条公園サポーターは、活動にあたり建設事務所長と取り交わした協定書の内容を遵守しなければならない。

- 2 公園サポーターは、自己の責任において活動に参加し、安全に十分配慮しなければならない。
- 3 公園サポーターは、活動にあたり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。
- 4 公園サポーターは、活動にあたり危険のある行為、又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。

### (登録の抹消)

第6条公園サポーターとしての登録の抹消を希望する場合は、建設事務所長に登録抹消届を提出するものとする。

- 2 建設事務所長は、公園サポーターが前条の責務を果たさないと認めるときは登録を抹消することができる。

### (県の支援)

第7条建設事務所長は、公園サポーターの活動に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要な用具等の貸与
- (2) 傷害保険への加入（建設事務所長が認めた活動に限る）
- (3) その他、活動に必要な支援

### 附則

この要綱は、平成22年3月10日から適用する。

平成22年5月発行

## 発行：福島県いわき建設事務所

〒970-8026 福島県いわき市平梅本15 TEL.0246-24-6143 Fax 0246-24-6058  
<http://www.pref.fukushima.jp/iwaki/kensetsu/> e-mail iwaki.ken@pref.fukushima.jp

# 県営いわき公園サポーター制度

日々の暮らしが快適で豊かになる公園づくりを目指して

～ともに育む、風土が息づく美しい県土～



## みんなでいわき公園を楽しもう！



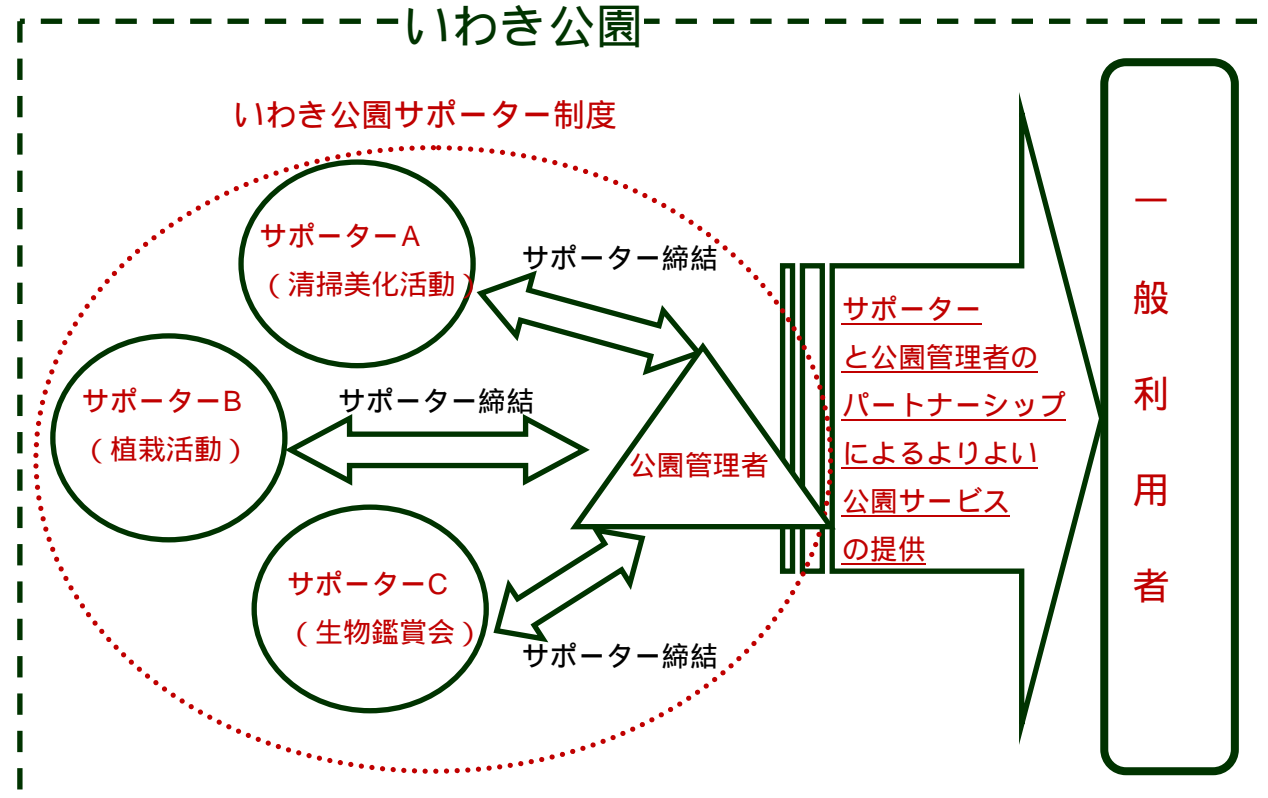
## 福島県いわき建設事務所

## サポーター制度って？



いわき公園は、これまで様々なレクリエーション活動、健康運動等の場として利用されてきましたが、これまでの活動のみならず、環境美化や文化活動など多種多様な活動拠点として公園を利用していただき、さらなる地域活性化に役立てていきたいと考えています。

サポーター制度は、地域住民の皆さまや地域団体の方々によるこうした活動を、公園管理者（県）がサポートするとともに、「公園管理者といっしょにみんなで公園の運営や管理をしていこう！」というものです。



サポーターの活動例 公園パトロール



サポーターの活動例 公園内のイベント開催

## サポーターになると



公園管理者（県）とのパートナーシップを形成し、公園管理者と協働による公園内の活動ができます。

公園の運営・管理について話し合う場に参加でき、公園管理者への提案ができます。

サポーターの活動やイベント情報を県いわき建設事務所ホームページへ掲載できます

## サポーターになるためには



条件

「いわき公園を利用して、 をしたい！」という地域活動に意欲を持った団体とします。  
（原則5人以上で構成される団体）

手続き

団体名、代表者名、いわき公園で活動したい内容、団体の構成メンバー等を申込書に記入し、県いわき建設事務所までお申し込み下さい。

申込様式は、県いわき建設事務所又はいわき公園内の管理事務所で入手することができます。また、県いわき建設事務所ホームページからダウンロードすることも可能です。

## 制度についてもう少し詳しく知りたい



制度についてのお問い合わせは、下記までご連絡を下さい。

また、パンフレットの裏面にいわき公園サポーター制度の実施要綱を掲載しております。

### 【お問い合わせ先】

福島県いわき合同庁舎 2階

福島県いわき建設事務所

企画調査課 地域づくり推進担当

TEL 0246-24-6143

Fax 0246-24-6058

